

議第 8 3 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線及び太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
一般関係			一般関係		
手数料を徴収する 事務	手数料の額		手数料を徴収する 事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1 ～ 3 略			1 ～ 3 略		
4 名寄帳の写しの交付（固定資産課税台帳の縦覧に係るものは無料）	1 枚（年度ごと）につき	3 0 0 円	4 名寄帳の写しの交付（固定資産課税台帳の縦覧に係るものは無料）	1 件（年度ごと）につき	3 0 0 円
	交付枚数が複数枚にわたる場合の 2 枚目以降は 1 枚につき	1 0 0 円			
5 ～ 3 8 略			5 ～ 3 8 略		
備考 略			備考 略		

付 則

この条例は，令和 7 年 1 0 月 1 4 日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準準拠システムへの移行を踏まえ，名寄帳の写しの交付手数料について所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。